

新潟市立幼稚園預かり保育実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の実態や保護者の要請により、「教育課程に係る教育時間終了後に希望する者を対象に行う教育活動（以下「預かり保育」という。）」を新潟市立幼稚園において実施し、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援することを目的とする。

(実施体制)

第2条 預かり保育は、預かり保育実施園（以下「実施園」という。）において実施する。実施にあたっては、預かり保育を利用する保護者等で預かり保育実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置し、運営にあたる。

2 前項の運営にあたっては、園長が承認するものとする。

一部改正〔平成30年4月1日〕

(実施日及び実施時間)

第3条 預かり保育を実施する日は、幼稚園授業日、夏季休業日及び冬季休業日の月曜日から金曜日までとする。

2 預かり保育の実施時間は、原則として、幼稚園授業日の教育時間終了後から午後5時まで、夏季休業日及び冬季休業日の午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時までのうち、1日2時間程度とする。

一部改正〔令和4年4月1日〕

(休業日)

第4条 預かり保育休業日は、次のとおりとする。ただし、都合により保育休業日を変更し、又は臨時に休業することがある。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 学年始休業日、学年末休業日

(4) 12月29日から翌年1月3日まで

(5) 園長が指定する日

一部改正〔令和4年4月1日〕

(対象)

第5条 預かり保育の対象は実施園の在園児で、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 保護者の傷病・出産による入通院
- (2) 保護者の災害・事故
- (3) 保護者の家族の通院・看護・介護
- (4) 在園児の兄弟姉妹の健診・予防接種、学習参観等で家庭が留守になる緊急・一時的な場合
- (5) その他、園長が必要であると認める場合

(保育担当者)

第6条 預かり保育には預かり保育指導員があたることとし、実施園で勤務体制を整える。
一部改正〔平成30年4月1日〕

(預かり保育指導員)

第7条 預かり保育指導員は実施園の実行委員会が採用し、実行委員会の監督のもと、指導にあたる。

2 預かり保育指導員は、次の要件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 幼稚園教諭、保育士又は看護師の資格を有する者
- (2) 幼児・児童活動についての指導経験者

3 預かり保育指導員の配置は、参加人数に応じて実行委員会が別に定める。

(預かり保育料等)

第8条 預かり保育を利用する保護者は、預かり保育利用登録料（以下「登録料」という。）及び預かり保育料を負担する。

2 登録料及び預かり保育料は、実行委員会が実態に応じて設定する。

(会計)

第9条 預かり保育実施にかかる所要経費は、登録料、預かり保育料収入及びその他の収入によって賄うこととし、現金出納にあたっては、実行委員会が現金出納簿等必要な帳簿を常備し、適正に管理及び執行する。

一部改正〔平成30年4月1日〕

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、預かり保育の実施に関して必要な事項は教育長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。